# 売買契約書

標記の物件名について、買受人 支出負担行為担当官 四国森林管理局長田中 晋太郎(以下「甲」という。)と売渡人 ○○○○○ (以下「乙」という。)との間に、標記各項及び次の契約条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1 物件名 令和7年度車両調達普通自動車 1台

2 数量(単位) 仕様書のとおり 3 仕様 仕様書のとおり

4 契約金額

金〇,〇〇〇,〇〇〇円也

( うち、消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円)

5 納入期限 仕様書のとおり

6 納入場所 仕様書のとおり

7 契約保証金 免除する。

8 売買契約代金の支払場所 四国森林管理局

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

令和 年 月 日

買請人(甲) 高知市丸ノ内1丁目3番30号支出負担行為担当官四国森林管理局長 田中 晋太郎

売渡人(乙)

# 契約条項

## 第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に 添付された文書等(以下「仕様書等」という。)に定める契約物品を納入期 限までに、仕様書で指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うも のとする。

# (代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて算出した額である。

# (納入期限及び納入場所)

- 第3条 納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
  - 一 納入期限:頭書のとおり
  - 二 納入場所:頭書のとおり
- 2 乙は、前項第1号記載の納入期限までに同項第2号記載の納入場所に契約 物品を納入するものとする。

### (債権譲渡等の禁止)

- 第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、乙又は乙から債権を譲り受けた者が甲に対し、民法第467条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

### (再委託)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者(以下「再委

- 託を受ける者」という。)に委任し、又は請け負わせてはならない。 なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の 決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け 負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ 再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契 約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならな い。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又 は再請負金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が50パーセント 以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生 じたときは、同項に規定する書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得な ければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲 を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の 書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行 の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めること ができる。
- 7 乙は、本契約の・部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を 受ける者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 8 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために 必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなけれ ばならない。
- 9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務(印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務)であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から第6項までの規定は、適用しない。

### (代理人の届出)

第6条 乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

#### (仕様書等の疑義)

- 第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。
- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

### 第2章 契約の履行

(検査の通知、物品の納入等)

- 第8条 乙は、契約物品を納入場所に納入(仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。)したときは、直ちにその旨を甲に通知を行い、甲の指示を受けるものとする。
- 2 乙は、契約物品を納入するときは、甲又は甲が指定する納入場所の局所の 長に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しく は甲が指定する納入場所の局所の長又はそれぞれの指定する職員の確認を受 けたのち、その指示するところにより開梱の上、その指定する場所に格納す るものとする。
- 4 乙は、甲が指定する納入場所の局所に納入する契約物品については、甲の指示するところにより、納入したことを甲に遅滞なく通知するものとする。
- 5 乙は、第三者に契約物品を納入させる場合には、仕様書等に定める納入方 法及び第3項に規定する事項を契約物品を持ち込む者に遵守させるものとす る。

### (検査)

- 第9条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前条の規定により通知を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が契約物品を納入する前に、乙の製造工場又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。
- 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに 乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による通知を 受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみ かす。
- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
- 6 検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解 又は理化学試験により検査をすることができる。
- 7 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

### (代品等に係る検査)

第10条 乙は、前条に規定する検査に不合格となった場合は、第11条の規定により値引受領する場合及び第17条第2項「契約不適合」の規定により減額請求する場合を除き、遅滞なくこれを引き取るものとする。また、乙は、甲の要求があれば、甲の指定する期間内に改めて代品を納入し、検査を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、乙はその責めを

免れることができないものとする。

- 2 前項の場合において、相当期間内に乙が引き取らないときは、甲は、乙の 負担において、当該物品を返送し、又は保管を託すことができる。
- 3 前条の規定は、第1項の代品の検査の場合に準用する。

### (値引受領)

第11条 甲は、第9条の規定による検査の結果、不合格となった契約物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

# (所有権及び危険負担の移転)

- 第12条 契約物品の所有権は、第9条の規定による検査に合格し、甲が当該物品を受領したとき又は前条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領若しくは第17条第2項の規定により減額請求した場合において、甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする
- 2 前項の規定により契約物品の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責め に帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するもの とする。
- 3 契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の 所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

# (代金の請求及び支払)

- 第13条 乙は、契約物品を納入した場合において、甲の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払うものとす る。

### (支払遅延利息)

- 第14条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延 利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 甲が第9条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間 を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差 し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約 定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計 算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払 うものとする。

### (納入期限の猶予)

- 第15条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、 あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書 面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予 しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認するこ とができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの 契約を解除しないものとする。
- 2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日(納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。)までの日数に応じて、当該契約金額に民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第25条第1項の規定による違約金が生 じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
- 4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害(甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。)について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第25条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

### 第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第16条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

### (契約不適合責任)

- 第17条 納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合におい て、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第15条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は、第1項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が第1項に 規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この 場合において、乙は甲に対し、第25条第1項の規定による違約金を支払うも のとする。ただし、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていた としても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第25条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、 発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第1項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質 の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された契約物品に、 なお本条の規定を準用する。
- 9 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

# 第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第18条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする 書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

### (事情の変更)

- 第19条 甲並びに乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、 その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となった と認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議するこ とができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を 行う場合に準用する。

#### (甲の催告による解除権)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - 一 乙が納入期限(第15条第1項により猶予を承認した場合は、その日。) までに、契約物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に

明らかなとき。

- 二 第9条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- 三 第17条第4項に該当するとき。
- 四 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- 五 この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な 行為があったとき。

## (甲の催告によらない解除権)

- 第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除 をすることができる。
  - 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - 二 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒 絶する意 思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約 をした目的を達することができないとき。
  - 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合におい て、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 五 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるな ど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
  - 六 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがない ことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一 部の解除をすることができる。
  - 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - 二 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

### (甲の責めに帰すべき事由による場合)

第22条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

### (甲の任意解除権)

第23条 甲は、第20条又は第21条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

# (甲の損害賠償請求等)

第24条 甲は、第15条第4項又は第17条第5項に規定する場合のほか、乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、

この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
  - 一 債務の履行が不能であるとき。
  - 二 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

# (違約金)

- 第25条乙は、第20条又は第21条の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の10に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定による違約金のほかに、第15条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

# (乙の解除権)

- 第26条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した 場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行 がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを 妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

# (支払代金の相殺)

第27条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額 と乙に支払う代金を相殺することができる。

### 第5章 談合等の排除特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第28条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの 催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」と いう。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する 行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7 条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含 む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7 項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通 知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は

使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

# (談合等の不正行為に係る違約金)

- 第29条 乙は、この契約に関し、次の各号の・に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第 1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定 による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第 7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知 を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当する ときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100 分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければ ならない。
  - 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の 3第1項の規定の適用があるとき。
  - 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が 違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書 を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 第6章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告 を要せず、本契約を解除することができる。
  - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はそ

- の者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし ているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利 用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いるとき

# (行為要件に基づく契約解除)

- 第31条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

- 第32条の2 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約するものとする。

## (下請負契約等に関する契約解除)

- 第33条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したとき は、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を 解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

### (損害賠償)

- 第34条 甲は、第30条、第31条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第30条、第31条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

# (不当介入に関する通報・報告)

第35条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の 反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」と いう。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒 否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察 への通報及び捜査上必要な區力を行うものとする。

### 第7章 秘密の保全

(秘密の保全)

第36条 甲は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

### 第8章 雑則

(調査)

- 第37条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

#### (紛争の解決)

第38条 甲並びに乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

#### (評価内容の担保)

第39条 乙がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及び入札に際して乙が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容とする。

# (環境負荷低減への取組)

第40条 売渡人は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

#### (裁判所管轄)

第41条 この契約に関する訴えは、高知地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

# 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして いるとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したとき は、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解 除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

# (損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した 場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

# (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。